

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

平成29年7月、平成30年7月九州北部豪雨災害を経験して、災害リスクに対する意識は高く、台風や梅雨末期における豪雨に対して、朝倉市は速やかな避難のための勧告や指示を発している。

朝倉市の南側を流れる筑後川流域では、これまで数々の水害に見舞われてきた。昭和28年西日本水害では多くの尊い生命や財産が失われている。近年の集中豪雨では、筑後川本流の水嵩が上昇し、本流に流れ込む多くの小河川での内水氾濫が顕著になっており、当該地域には、多くの会員事業所も点在している。

市内には建設中の小石原川ダムを含め、江川ダム、寺内ダムを有しており、24時間雨量で900ミリを超す豪雨では小石原川、佐田川流域では2mを超す浸水が予想される。この地域は市街地地域であり、平成24年の九州北部等豪雨では約1万世帯に避難指示が出された。商業地区とも重なっており70%を超える範囲で約1mの浸水が予想されている。

朝倉市の北側は古処山をはじめ600mから900mの山々が連なる。平成29年7月豪雨ではこの山間地にある朝倉市黒川で9時間雨量778ミリを記録している。この集中した豪雨が山肌を裂き、立木をなぎ倒して河川へと流れ込み、赤谷川をはじめ筑後川へと流れ込む河川が氾濫し、多くの家屋を飲み込んだ。被害は杷木地域、朝倉地域、三奈木地域、黒川地域と広範囲に及び、点在する会員事業所も約3割が被災している。

豪雨災害のほか、平成3年の台風17号、19号の猛威や震度6弱を記録した平成17年の福岡西方沖地震、平成28年の熊本地震と、自然災害のリスクが考えられる

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,606件
- ・小規模事業者数 1,236件

内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、林業	43	32	市内に広く分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	3	0	山間部にある
建設業	257	224	市内に広く分散している
製造業	186	137	市内に広く分散している
電気、ガス、熱供給、水道業	3	2	市内に分散している
情報通信業	3	3	市内に分散している
運輸業、郵便業	46	25	市内に分散している
卸売業、小売業	462	381	市内に広く分散している
金融業、保険業	21	7	市内に分散している
不動産業、物品賃貸業	40	34	市内に分散している
学術研究、専門、技術サービス	62	39	市内に分散している
宿泊業、飲食サービス業	198	140	筑後川沿いに多い
生活関連サービス業、娯楽業	107	101	市内に分散している
教育、学習支援業	16	7	市街地に存在している
医療、福祉	55	22	市内に分散している
サービス業(分類されないもの)	104	82	市内に分散している

出典：経済センサス及び独自調査

(3) これまでの取組

1) 朝倉市の取組

- ・朝倉市地域防災計画（平成31年3月改定）を策定し、この計画に基づき防災訓練の実施や防災備品の備蓄を行っている。

2) 朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催（令和元年9月3日）
- ・福岡県火災共済協同組合との連携
- ・平成29年7月豪雨災害を見据えた損害保険への加入促進
- ・朝倉市が実施する防災訓練への参加
- ・被害状況報告連絡網の整備

II 課題

平成29年7月九州北部豪雨では、商工会・商工会議所が行う被害状況の収集や報告、多くの来訪者やマスコミへの対応等、急激に増加する事務に対応できるノウハウを持った人材が不足した。また商工会・商工会議所においては、経験したことのない災害に対する危機対応意識に乏しく状況把握のための初動体制が取れなかった。また、会員事業者からなる地域役員等との連絡網も未整備で、被害状況が寄せられることは無かった。

このため、職員における危機意識の構築や初動の方法を確立させていくことが課題である。また、地域役員からの災害情報が寄せられなかったことから、連絡網の整備と日頃からのやり取りを行うことが次の課題である。

さらに小規模事業者においては、事業者BCPを作成している事業者は少なく自然災害に対する防災意識は低調であることが浮き彫りとなった。

III 目標

- ・被災後速やかな情報収集ができる体制づくりと情報収集のノウハウを構築する。
- ・様々な情報を収集するための連絡網の整備
- ・早急な復旧支援に対応するため、組織内の体制整備を行う。
- ・小規模事業者が災害リスクに対応するため事業者BCPの普及を行う。特に担当者の育成や事業所向けの研修会を開催する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・広報紙、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会の自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年度末までに作成する予定である。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を見据えて福岡県火災共済協同組合より専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・朝倉市事業継続力強化支援協議会（構成員：朝倉商工会議所、朝倉市商工会、朝倉市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（水防訓練や地震時のJアラート等）が発生したと仮定し、朝倉市との連携ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後に警戒レベル4（避難勧告）の段階に引き上げられた1時間以内の段階で職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨時における場合
- ・警戒レベル4 避難勧告の時、並びに職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せずに職員自身の安全を確保し、警戒レベル3 避難準備に引き下げられた後に出勤する。また、勤務中においては警戒レベル4 避難勧告が発令された場合には速やかに、状況を判断しつつ帰宅させる。なお、安全確保できない場合にあっては帰宅させないこともある。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、発災から2日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

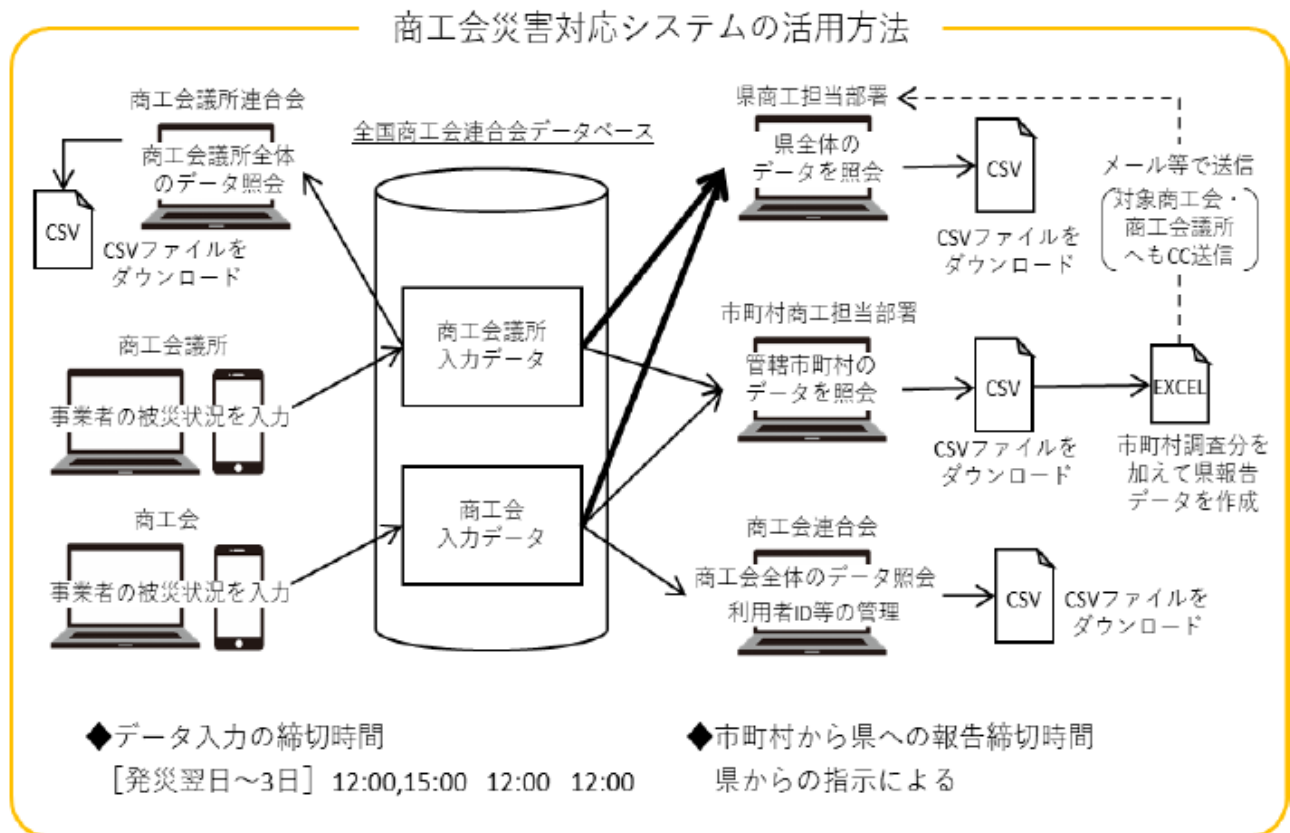
- ・本計画により、朝倉商工会議所・朝倉市商工会と朝倉市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 災害発生時の連絡体制 >

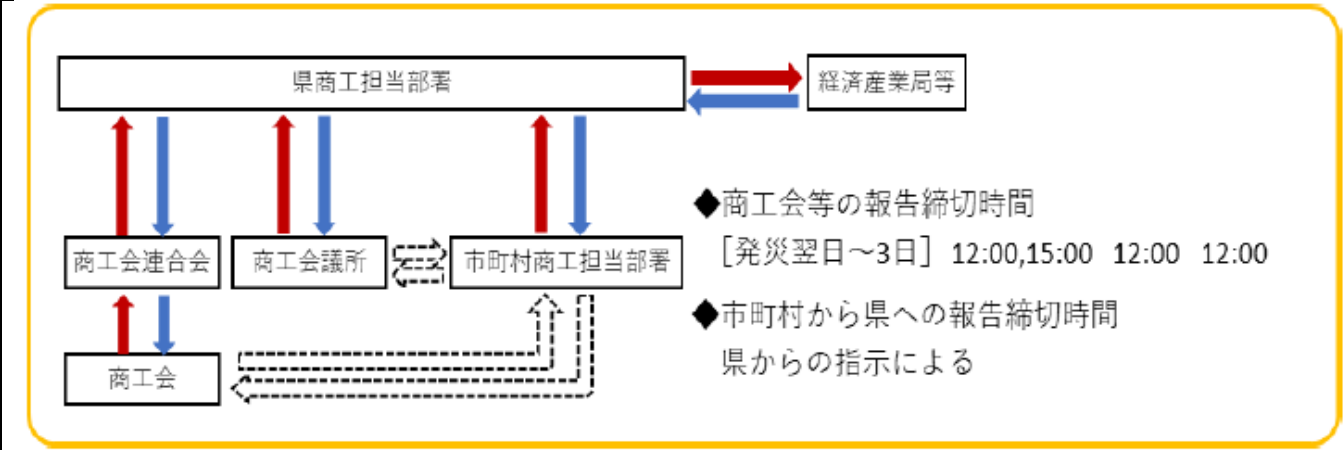
- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことを目的に地域から選出されている役員との連絡網を構築する。
- ・二次災害を防ぐため、被災地域での活動内容について決める。
- ・朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会と朝倉市が共有した情報を、福岡県が指定する方法にて商工会議所、商工会又は市より福岡県商工担当部署へ報告する。
- ・原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、朝倉市へ情報を共有し、福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、朝倉商工会議所並びに朝倉市商工会は原則、発災翌日の 12 : 00 と 15 : 00、2 日目の 12 : 00、3 日目の 12 : 00、とし、発災時、県から指示があった場合、その指示によるものとする。朝倉市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、朝倉市商工会議所及び朝倉市商工会は、被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の担当部署へ報告する。

様式 I
 福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keiishien@pref.fukuoka.lg.jp）】
 令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日
 団体名：
 記入担当者：

	被害箇所			被害状況		区分 (業種・業態の区分)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	
記入例	○○市○○町○○	—	株式会社○○	製造業	約10万円	工場内が浸水。装置機2台が利用できない状況。
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗平壊。在庫商品の約7割が被害。
1						
2						
3						

※前日までにご報告頂いた箇所は削除せず、最新情報を追記して行ってください。 ※掲載が採りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既にご報告を頂いている被害箇所につきましては、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せてご報告をお願いします。

- < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >
- ・相談窓口の開設方法について朝倉市と相談する。
 - ・相談窓口は安全性が確認された場所において設置する。
 - ・地区内の小規模事業者等の被害状況の詳細を巡回において確認する。
 - ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福岡県、朝倉市の施策等）について、市内の小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 朝倉市の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、細心をもって被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合においては、他の地域からの応援派遣等を上部団体に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに福岡県に報告する。

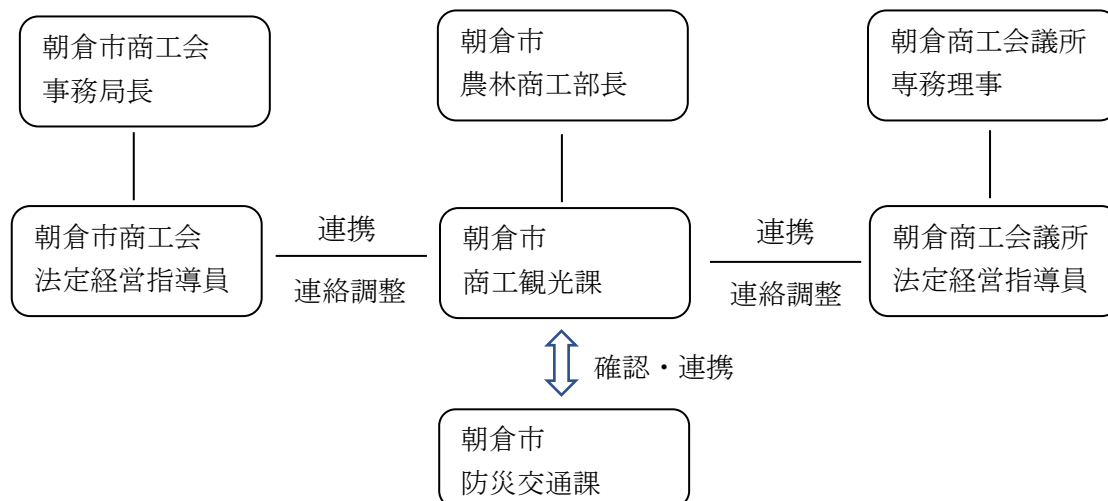
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
朝倉市商工会、朝倉商工会議所並びに朝倉市の共同体制



(2) 朝倉市商工会及び朝倉商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する
経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 朝倉市商工会 大野 剛
経営指導員 朝倉商工会議所 太田 利博

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

朝倉市商工会

〒838-1302 福岡県朝倉市宮野2053-2

TEL 0946-52-0021 / Fax 0946-52-3019

朝倉商工会議所

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木955-11

TEL 0946-22-3835 / Fax 0946-22-5166

②関係市町村

朝倉市役所 商工観光課

〒838-1302 福岡県朝倉市宮野2046-1

TEL 0946-28-7862 / Fax 0946-52-1510

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
講習会開催費	40	40	40	40	40
印刷製本費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、会費収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 〒812-0018 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15 TEL 092-622-8071
連携して実施する事業の内容
<1. 事前の対策> 3) における関係団体との連携は下記の事業内容とする。 福岡県火災共済協同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクを周知する。 ・専門機関による損害保険の見直しの助言アドバイスを行う。 ・BCP策定支援を行う。 ・共済加入者に対し地震保障特約・休業共済等に対する必要性の周知啓蒙を行う。 ・保険相談等を開催し、リスク診断を行う。
連携して事業を実施する者の役割
福岡県火災共済協同組合 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・BCP策定支援 (見込まれる効果) 関係団体と連携することにより、小規模事業者へ災害リスクの認識と事前対策の必要性が理解され、災害発生時において、経営資源の損害を最小限に留められ、事業の継続並びに早期復旧が可能となる効果が見込まれる。
連携体制図等
<pre>graph LR; A["朝倉商工会議所 朝倉市商工会"] <--> 連携 B["福岡県火災共済 協同組合"]; B -- "リスク周知 BCP啓蒙" --> C["小規模事業者"]</pre>